令和四年八月五日新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更徳島県告示第五百十三号

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和十年八月二十六日	勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山二番地の二株式会社東肥糧製造所	印	六 () ()	りん酸全量	東榮魚粉二号	魚かす粉末	第四一三号
同	呾	同	アルカリ分 六五・〇	アルカリ分	特撰消石灰	消石灰	第一〇号
令和十年七月三十一日	板野郡北島町中村字前須一九番地一樫野石灰工業株式会社	該当なし	九五・〇	アルカリ分	最優生石灰	生石灰	第七号
登録有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所	その他の規格	量 (%)	保証成分量(%)	肥料の名称	肥料の種類	登録番号